

# 千葉県報

定例  
令和6年3月12日

第13921号

報 告 県 千

令和6年3月12日(火曜日)

## 主 要 目 次

- 土地改良区定款の変更認可(三件) 一
- 保安林の指定の解除 一
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 一
- 道路区域の変更(六件) 二
- 道路の供用開始(四件) 三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 四
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 四
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要 五
- 土地改良区役員の退任及び就任 五
- 公共測量の実施(七件) 六
- 公共測量の終了(三件) 七
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 七
- 建築士法に基づく建築士の免許の取消し 七

## 告 示

### 千葉県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市中高根土地改良区の定款の変更を令和六年三月一日付けで認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県告示第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、勝田川沿岸土地改良区の定款の変更を令和六年二月二十九日付けで認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県告示第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、夷隅郡大多喜町普通川土地改良区の定款の変更を令和六年三月一日付けで認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
匝瑳市新堀字砂間一、四六四番八八四、栢田字浜七、九五四番四
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

### 千葉県告示第三百三十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

#### 一 制限措置の内容

- 1 漁業種類  
手繰第三種漁業
  - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
五隻
  - 3 船舶の総トン数  
十五トン未満
  - 4 推進機関の馬力数  
八十キロワット(二十五馬力)以下
- (なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したもの)

とする。)

5 操業区域

共同漁業権共第三号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域

6 漁業時期

周年

7 漁業を営む者の資格

共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年三月十三日から四月十二日まで

千葉県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 銚子海上線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
旭市岩井字番匠山一、七七	前	一五・八〇メートルから	一三二・四八メートル
八番一地先から字小仲山一、九二四番一	後	一五・八〇メートルから 五二・三一メートルまで	一三二・四八メートル
旭市岩井字小仲山一、九二六番一	前	一五・七九メートルから	一五・二八メートル
旭市岩井字長仙塚二、五五	後	一五・七九メートルから 一五・九〇メートルまで	一五・二八メートル
五番二地先から	前	一八・七九メートルから	一六二・二〇メートル
	後	一〇九・五六メートルまで	

ら字安町一、一〇二番一地先まで

後

一七・九五メートルから  
八七・九五メートルまで

一六二・二〇メートル

千葉県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 郡停車場大須賀線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
香取郡神崎町武田字大道六	前	八・九八メートルから	一八六・七九メートル
六七番地先から新字東四一	後	一〇・二三メートルから 一三・五七メートルまで	一八六・七九メートル
八番一地先まで			

千葉県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百五十六号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
香取郡東庄町新宿字鹿折	前	一二・五〇メートルから	四五四・七〇メートル
	後	六六・七〇メートルまで	



令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
一般国道四百九号	成田市並木町字大久保台二一九番八地先から二一九番二 三一地先まで

千葉県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月十三日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匝土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道銚子海上線	旭市岩井字番匠山一、八〇一番一地先から大間手字大間 手一九番一地先まで

千葉県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月十九日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道谷原息栖東庄線	香取郡東庄町新宿字鹿折二、二三二番一地先から二、二 一五番二地先まで

千葉県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月十三日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
一般国道三百五十六号	香取郡東庄町新宿字四番二、七五四番二地先から笹川い 字一番洲六、八二〇番三地先まで

千葉県告示第五百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所において縦覧に供する。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

稲毛町急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第八号までを順次結んだ線及び標柱第八号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	千葉市稲毛区	稲毛町五丁目	五四八番
二	〃	〃	九二番一
三	〃	〃	九四番
四	〃	〃	九四番
五	〃	〃	九四番
六	〃	〃	五四五番
七	〃	〃	五四六番
八	〃	〃	五四八番

千葉県告示第五百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、流山都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
流山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
流山都市計画下水道事業流山市第二号公共下水道



<p>一宮二、四三〇番地 東浪見七九〇番地 本給三番地九 一宮九、三〇一番地 東浪見一、五八八番地 六、一六七番地 四、八〇六番地 就任監事 長生郡一宮町東浪見四、〇一四番地 一宮一、一九九番地 四、三三四番地</p> <p>柴田 厚男 大曾根 功一 川城 英夫 御園生 利次 相 正夫 内山 薫 秋場 郁夫 石野 隆 丸島 栄市 野口 吉信</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月十二日</p> <p>千葉市 公共測量(三級基準点測量) 令和五年八月一日から十月十日まで 千葉市若葉区愛生町</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月十二日</p> <p>千葉市 測量計画機関 公共測量(二級基準点測量) 令和五年七月二十四日から八月十八日まで 千葉市美浜区幸町一丁目</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月十二日</p>
<p>千葉市 測量計画機関 公共測量(三級基準点測量) 令和六年一月二十五日から三月三十一日まで 松戸市稔台一丁目</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月十二日</p> <p>茂原市 測量計画機関 公共測量(数値修正 レベル二千五百) 令和五年五月十九日から令和六年二月二十八日まで 茂原市大登、上太田、上林、木崎、黒戸、国府関、腰当、小林、三ヶ谷、柴名、渋谷、下太田、新小轡、高師、高師町一丁目、高師町二丁目、高師町三丁目、立木、千代田町一丁目、千代田町二丁目、東郷、東部台一丁目、長尾、七渡、にいほる工業団地、萩原町一丁目、萩原町二丁目、萩原町三丁目、早野、早野新田、東茂原、本小轡、本納、町保、真名、六ツ野、茂原、八千代一丁目、八千代二丁目、八千代三丁目、ゆたか、吉井上及び吉井下</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月十二日</p> <p>成田市 測量計画機関 公共測量(空中写真撮影) 令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで 成田市全域</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

- 一 測量計画機関 農林水産省関東農政局手賀沼農地防災事業所
- 二 作業種類 公共測量(用地測量)
- 三 作業期間 令和五年七月十八日から十二月二十日まで
- 四 作業地域 柏市千間橋

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 浦安市
- 二 作業種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 作業期間 令和五年七月十二日から九月二十九日まで
- 四 作業地域 浦安市北栄及び猫実

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月二十二日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(基準点復旧)
- 三 作業期間 令和五年一月二十七日から三月二十二日まで
- 四 作業地域 千葉市美浜区高浜三丁目

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年六月十六日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 八千代市
- 二 作業種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 作業期間 令和四年十一月二十二日から令和五年六月十六日まで
- 四 作業地域 八千代市島田及び米本

公共測量の終了  
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月二十四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 横芝光町
- 二 作業種類 公共測量(数値図化 レベル二千五百)
- 三 作業期間 令和四年十月七日から令和五年三月二十四日まで
- 四 作業地域 横芝光町全域

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和六年三月十二日市原市の変更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

建築士法に基づく建築士の免許の取消し  
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。  
令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 免許の取消しをした年月日 令和六年三月五日
- 二 建築士の氏名 森均
- 三 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 四 登録番号 千葉県知事登録第四七二七号
- 五 免許の取消しの理由 その相続人から死亡した旨の届出があり、このことが、建築士法第九条第一項第二号に該当する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八